



消費者被害注意報発令中!!

平成29年9月
相談件数 **671件**

(前月比: +104件)

(前年同月比: +64件)

掲載
内容

- 最近の相談「仮想通貨をめぐるトラブル」
- 募集「ちばし消費者応援団 会員募集中です」
- ちばし消費者応援団(団体会員)活動紹介 vol.13「みんなの広場」
- 相談員の部屋「架空請求の手口の変遷」
- お知らせ「消費者教育ポスター展 開催します」
「ちばし消費者応援団 主催講座開催!」
「家庭用計量器無料検査」「多重債務者特別相談」

身近でも発生しています!

仮想通貨をめぐるトラブル

「仮想通貨」を投資目的で購入したところ、トラブルに巻き込まれたという相談が寄せられています。

相談事例をもとに、注意すべきポイントを考えます。

仮想通貨って、ご存知ですか?

仮想通貨は、インターネット上で自由にやり取りされ、通貨のような機能を持つ電子データです。銀行を介さずに利用できるのも、近年、ショッピングなどの際に、支払・資金決済手段として利用される機会が増えていきます。有名な仮想通貨として、たとえば、ビットコインがあります。

仮想通貨と日本円や米国ドルなどの法定通貨、仮想通貨同士を交換するサービスなどを行う事業者は、金融庁・財務局の登録が義務付けられています。とはいえ、登録業者が扱う仮想通貨を国が保証したり、推奨したりしているわけではないことを踏まえ、以下の点にも注意しましょう。

①金融庁ウェブサイトに登録業者を確認する

②登録業者が扱う仮想通貨であっても、価格変動により急落し、損をする可能性がある



「仮想通貨＝儲かる」とか、「これから価値が上がるらしい」というような、漠然としたイメージのまま購入すると、思わぬトラブルに巻き込まれます。

取引内容やリスクを理解できなければ、契約は控えましょう。

仮想通貨の購入に関する相談が全国的に増えてきています!

相談事例1

知人に勧められて仮想通貨の購入に関する説明会に行ったところ、「仮想通貨を購入すれば価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが、業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。



注意すべきポイントなどは第2面へ!

根拠がないにもかかわらず、「確実に値上がりする」などとして仮想通貨を売りつける詐欺事例が増えつつあります。

注意すべきポイント

- 仮想通貨交換業の登録業者かどうかを、金融庁ウェブサイトで確認する
- 仮想通貨の特性や実体、リスク、契約内容が理解できなければ、契約しない

※登録業者から購入しても、常にリスクは存在します。

相談事例2



インターネットで「仮想通貨で簡単に大儲けできる！」とうたう情報商材*を見つけ、クレジットカード決済で購入した。しかし、インターネットで告知されていた内容より作業が煩雑で、信頼性にも欠ける。期待通りの成果が上がらないので、解約し、返金を求めたい。

※情報商材…インターネットの通信販売等で売買される情報のこと。

「仮想通貨で儲ける方法を教える」という情報商材がインターネットで広告されていることがあります。しかし、その内容は広告から具体的に読み取ることができません。そのため、中身が思っていたものと異なっていた場合には、トラブルになることがあります。

また、通信販売はクーリング・オフの対象ではありませんので、契約の解除や返金については基本的には個々の規約に則った対応をすることになります。

注意すべきポイント

- 返金保証があったとしても安易に契約せず、業者の連絡先等も必ず確認する
- 「必ず儲かる」など違法な表示をしている業者とは絶対に契約しない

仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。

今後も、投資以外にも様々な名目で、仮想通貨を題材とした詐欺・悪質商法の発生が予想されます。ご注意ください。



ちばし消費者応援団
シンボルマーク

ちばし消費者応援団 会員募集中です

千葉市消費生活センターでは、「ちばし消費者応援団」登録制度を設け、会員の活動を支援しています。

■こんな方を募集しています■

- ・消費者被害の防止や、社会・環境に配慮した消費生活の普及に関する活動をしている団体
- ・消費者被害の防止や、社会・環境に配慮した消費生活に興味のある個人

■こんな支援をしています■

- ・「暮らしの情報いずみ」などの情報紙を送付します
- ・消費生活に関する活動に、消費生活センターの施設を使用できます
- ・消費生活センターのホームページや情報紙等で活動内容を紹介します

☆ご登録時、個人会員にはシンボルマークのキーホルダー、

団体会員にはシンボルマーク入り掲示用ステッカーをプレゼントします

「暮らしの情報いずみ」に、応援団の活動を掲載しています！



問い合わせ 消費者教育班
電話 043-207-3602
電子メール shohi.CIL@city.chiba.lg.jp
ちばし消費者応援団 検索

消費者教育ポスター展 開催します

小・中学生を対象に、今年も消費者教育ポスターを募集しました。2つのテーマ（「お金を大切にすること」、「インターネットの安全で楽しい使い方」）に合計121作品が集まりました。力作ぞろいの中、優秀賞を決定しましたので、紹介します。

また、優秀賞（2点）を含む入賞作品10点を、市内各所で展示します。ぜひお立ち寄りください。

優秀賞作品



お金を大切にすること
小中台小学校四年 大城昊己さん



インターネットの安全で楽しい使い方
花園中学校一年 白仁田百子さん

入賞作品展示スケジュール

日程	会場
11/18(土)・19(日) 10:00~16:00 ※千葉市民活動フェスタ2017に出展	きぼーる 1階 (予定) 優秀賞の2点のみ
11/21(火)~12/8(金) 8:30~17:30 (土・日曜日、祝日を除く)	消費生活センター 2階 事務室前ホール
12/13(水)~12/21(木) 8:30~17:30 (土・日曜日、祝日を除く)	花見川区役所 1階 市民ロビー
12/25(月)~来年1/5(金) 8:30~17:30 (12/29(金)~1/3(水)を除く)	消費生活センター 1階 情報プラザ
来年1/9(火)~1/15(月) 10:00~20:00 ※最終日は10:00~16:00	そごう千葉店 地階 そごうギャラリー

展示を通して、
身近な人と
話し合ってみてね！



生活につながっている、
お金やインターネットの使い方を
考えることはとても大事！



ちばし消費者応援団（団体会員）活動紹介 vol.13

みんなの広場 (所在地：緑区おゆみ野3-40-8 河野ビル101)

「何かを始めたい」「始めちゃった」「ちょっと困っている」など、様々な思いを持つ地域の方が、立ち寄り、集い、つながる場を運営し、豊かな地域づくりをめざしています。また、平成29年度11月下旬から1月にかけて、超高齢社会の中で、私たちが直面する課題を取り上げた、消費生活に関する講座を消費生活センターにおいて開催します。（詳細は第4面をご覧ください）



縫い物教室



消費生活に関する
意見交換会

相談員の部屋

詐欺や悪質商法の手口は、日々、より悪質になり、巧妙に変化を続けています。身に覚えのないサービスや商品に関して料金が請求される架空請求に関する被害は、平成12年頃から毎年発生しています。請求手段はハガキ、電子メール、封書、電報等多様ですが、近年は電子メールやSMS等、インターネットによる請求が多くを占めるようになってきました。しかし、今年に入ってから、ハガキを用いた架空請求の相談が日に何件も寄せられています。発信元は「国民訴訟通達管理センター」等、公的機関を装うことが多いようです。連絡をとると、様々な名目で金銭を要求されますので、身に覚えのない請求は無視をしてください。

ちばし消費者応援団 主催講座開催!

ちばし消費者応援団の団体会員が主催する講座を受けて、生活を見直してみませんか?

IN 千葉市消費生活センター
(地図はページ下部に掲載)

1 「千葉友の会」主催 家事家計講習会

(後援: 千葉市教育委員会 協賛: 公益財団法人全国友の会振興財団)

参加費有

要予約

11月14日(火)・16日(木) (参加費(資料代)350円。託児は要予約で別途210円。)

※いずれも10:00~12:00開催。定員30名。主に子育てをしている方が対象です。

幼児の生活リズムや、家計簿と予算生活などを学びます。事前にお申込みください。他の地域でも開催予定有り。

千葉友の会ホームページをご参照ください。(連絡先080-1103-8262、[HP](http://tibatomonokai.life.coocan.jp) <http://tibatomonokai.life.coocan.jp>)

2 「みんなの広場」主催講座 (千葉县委託事業)

無料

予約不要

①11月27日(月) 医療は契約行為で始まる~どうする?薬の自己管理~

②12月18日(月) 家と人生のしまい方①「生ききるために」

③ 1月29日(月) 家と人生のしまい方②「一人で悩まない身辺整理」

※いずれも10:00~12:00開催。定員80名、予約は不要です。当日は直接会場にお越しください。

詳細は、みんなの広場 (090-9304-1219(福谷)、[HP](http://fukutani-office.com/index.html) <http://fukutani-office.com/index.html>) まで。

11月は「計量強調月間」

家庭用計量器無料検査を実施します



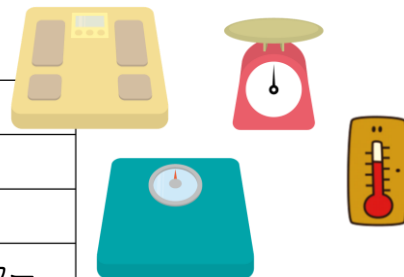
無料

予約不要

11月は、計量思想の普及啓発を図る「計量強調月間」です。消費生活センターでは、その一環として、「家庭用計量器」の無料検査を以下のとおり実施します。

予約は不要ですので、当日、計量器をお持ちください。

日時	平成29年11月16日(木)・17日(金) 13:00~16:00
場所	千葉市消費生活センター1階 ※下図参照
対象者	千葉市内に在住・在勤の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計(送気球で加圧するものに限る)、ヘルスメーター、体温計、温度計、キッチンスケール ※検査できない器種(指や手首で計測する血圧計、耳式体温計など)があります。 ※修理は行いません。



問い合わせ 相談・指導班
☎ 043-207-3603

「多重債務者特別相談」のご案内

無料

要予約

借金を返済するために、他の金融業者から借入れを繰り返す「多重債務」は、早急な対応が必要です。消費生活センターでは、弁護士による「多重債務者特別相談」を実施しています。ご予約の上、ご利用ください。

日時	毎月 第2・4木曜日 13:00~16:00
場所	千葉市消費生活センター2階 ※右図参照
対象者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
予約	事前にお電話ください。※1日6人、1人30分 ☎ 043-207-3000 (相談専用)

千葉市消費生活センター周辺図



JR千葉駅西改札を出て
北口から徒歩約8分です

所在地: 中央区弁天1-25-1

※講座にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。